

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成２９年教育委員会規則第３０号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項第２１号中「７月から９月」を「６月から１０月」に改め、同号ア中「７月１日」を「６月１日」に改め、同号イ中「７月２日から９月３０日」を「６月２日から１０月３１日」に改め、同号イの表採用、復職又は復帰の日の欄中「７月２日から７月１９日」を「６月２日から６月３０日」に、「７月２０日から８月６日」を「７月１日から７月３１日」に、「８月７日から８月２４日」を「８月１日から８月３１日」に、「８月２５日から９月１１日」を「９月１日から９月３０日」に、「９月１２日から９月３０日」を「１０月１日から１０月３１日」に改め、同号ウ中「７月２日から９月３０日」を「６月２日から１０月３１日」に改め、同号ウの表産休を開始する日又は任用期間が満了する日の欄中「９月１２日から９月３０日」を「１０月１日から１０月３１日」に、「８月２５日から９月１１日」を「９月１日から９月３０日」に、「８月７日から８月２４日」を「８月１日から８月３１日」に、「７月２０日から８月６日」を「７月１日から７月３１日」に、「７月２日から７月１９日」を「６月２日から６月３０日」に改める。

附 則

この規則は、令和７年６月１日から施行する。